

介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業の委託契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業

(2) 事業目的および事業内容

委託仕様書（事業説明書）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで。

3 予定価格

6,715,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目の第1位、第2位、第3位のいずれかに登録されていること

- ・大分類「役務」中分類「イベント」、「各種調査業務」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4314

5 担当部署

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL：077-528-3597 FAX：077-528-4851
E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

6 参加申込書（様式第1号）の提出

令和6年（2024年）4月22日（月）午後5時（必着）までに、参加申込書（様式第1号）を「5 担当部署」まで持参または郵送（簡易書留郵便）すること。持参の場合は、土曜日および日曜日を除く午前9時から午後5時まで。提出がない場合は、企画提案書を受け付けない。

7 プロポーザル説明会

以下により説明会を実施する。なお、説明会への参加はプロポーザルへの参加要件とはしない。

（1）開催日時、方法

令和6年（2024年）4月24日（水）

10時～11時（質疑応答含む）にZoomミーティングにより実施する。

（2）参加方法

上記6の提出者に、開催までにZoomミーティングのURLを電子メールで送付する。

※参加申込書（様式第1号）には、必ずメールアドレスを記入しておくこと。

8 プロポーザルに関する質問および回答

（1）質問提出期限

令和6年（2024年）4月25日（木）午後5時（必着）

（2）質問方法

質問は、「5 担当部署」への電子メールで受け付ける。（様式任意）

質問票を提出した場合は必ずその旨を電話で連絡すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

標題には「【プロポーザル質問：事業者名〇〇】」と記載すること。

（3）回答方法

期間中に提出された全ての質問（プロポーザル説明会における質問および県からの回答を含む）をまとめて、令和6年（2024年）4月30日（火）を目途に参加申込書

提出者に電子メールで回答および共有する。

※参加申込書（様式第1号）には、必ずメールアドレスを記入しておくこと。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年（2024年）5月14日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先・提出方法

「5 担当部署」に示す場所に、持参または郵送（簡易書留郵便）により提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

ア 企画提案書等提出書（様式第2号） 正1部

イ 企画提案書 8部（正1部 副7部）

（ア）企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問。できる限り両面印刷）とし、言語は日本語とする。

（イ）企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

（ウ）企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、企画提案募集要領（事業説明書）に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、当業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とする。

①遂行にあたっての基本的な方針・考え方と企画提案の骨子

②先駆的モデル事業所創出にむけた事前説明会の企画・運営

③先駆的モデル事業所創出にむけたコンサルティング支援の企画・運営

④先駆的モデル事業所における好事例の発信・普及の企画・運営

⑤コンサルティング支援者（保有資格や過去の支援経験・実績等）を含む実施体制

⑥実施スケジュール

⑦その他事業効果を高めるための創意工夫にかかる独自提案（任意）

⑧見積価格（内訳を明記すること。また消費税および地方消費税についても記載しその税額を明記すること。）

ウ 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）各1部

（ア）「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

- (ウ) 高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- (エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- (オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- (カ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (ク) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- (ケ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (コ) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、担当部署が設置するプロポーザル審査会(委員5名)によって審査する。

(2) プレゼンテーション

令和6年(2024年)5月16日(木)に Zoom ミーティングにより行う。時間は企画提案者ごとに20分(説明10分、質疑10分)を予定し、詳細な時刻は企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査においては、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）】

番号	評価項目	評価の着眼点	評価点
1	企画内容	遂行にあたっての基本的な方針や考え方が整理されており、企画内容が県の意図する主旨や目標と合致しているか	10
2		事業目標達成に向けたコンサルティング支援の内容が具体的で、支援事業所が業務改善等の取組を効率的、効果的に進めることが期待できる内容となっているか	25
3		支援事業所の取組事例を他の事業所に発信し、横展開を図るための工夫がされた報告会等が企画され、事業目標達成に向けて効果的かつ実践的なものとなっているか	12
4		県が実施する他事業との連携を円滑にするための手立てを講じているか	12
5		独自提案について、固有の技能やアイデアを活かし、事業効果を高めるための創意工夫がなされているか	10
6	実施体制等	適切に遂行できる能力・体制の確保やスケジュールが検討されているか	15
7	経費見積もりの妥当性	<p>予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%未満 …… 10点 ・ 80%以上 85%未満 …… 8点 ・ 85%以上 90%未満 …… 6点 ・ 90%以上 95%未満 …… 4点 ・ 95%以上 …… 2点 	10
8	社会政策推進面①	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1
9	社会政策推進面②	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること	1
10	社会政策推進面③	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者 	1

		<p>であって障害者を雇用している</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている</p>	
11	社会政策推進面④	<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</p>	1
12	社会政策推進面⑤	<p>「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けていること</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1
13	県内に本社を有する事業所かどうか		1
	合計		100

(4) 契約予定者の決定

上記審査において、予定価格の範囲内において総合点の最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いもの1者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

11 契約の締結

委託者は、選考した契約予定者と具体的な事業内容や経費等について協議を行い、その結果、委託者と契約予定者との間で具体的な事業内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。

12 留意事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

13 その他注意事項

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の加筆、訂正、差し替え等は認めない。